平成２６年（フ）第３５９号
群馬県前橋市朝日町４丁目２番５号
債務者　中島　　努
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３６０号
群馬県前橋市朝日町４丁目２番５号
債務者　中島　順子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３６１号
群馬県渋川市赤城町滝沢239番地１
債務者　飯塚みゆき
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３６７号
群馬県伊勢崎市境女塚173番地11
債務者　正田　正彦
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３６８号
群馬県伊勢崎市国定町１丁目268番地１　ミキコーポレーション102
債務者　野口　恵美
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第４７号
埼玉県秩父市中町18番１号
債務者　蓼沼　順一
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２７年（フ）第１号
埼玉県秩父市永田町４番16―６号
債務者　加藤　妙子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２７年（フ）第８号
静岡県沼津市西島町５番25号　ファーストハイツ403号
債務者　服部　宏一
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第７号
群馬県伊勢崎市連取町3082番地８　カーサロイヤル101
債務者　阿佐美育代
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１０４５号
京都市伏見区久我森の宮町４番地106
債務者　神田　敏子
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１３８号
京都市北区紫竹上ノ岸町13番地
債務者　野田　光春
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１６９号
京都市南区唐橋経田町30番地１
債務者　中野　秀二
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２９５号
京都府長岡京市開田３丁目２番19号　コーポ藤田104
債務者　中村　眞樹
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３２１号
京都市山科区川田欠ノ上15番地22
債務者　有田誠一郎
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２０号
京都府久世郡久御山町田井塔ノ本13番地１
債務者　児島　正人
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２８号
京都市右京区花園鷹司町25番地　花園団地11―402
債務者　田口　幸江
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４５号
京都市伏見区納所町60番地　第二木下荘２階東側
債務者　藤井　一男
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８２１号
堺市中区新家町693番地１　フジタビル301号
債務者　伴　喜美子
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係